

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
5	精神障害者保健福祉手帳の交付に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

滋賀県は、精神障害者保健福祉手帳の交付に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を与えうることを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	
------	--

評価実施機関名

滋賀県知事

公表日

令和8年2月4日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	精神障害者保健福祉手帳の交付に関する事務
②事務の概要	・精神保健福祉法（以下、「法」）等の規定に基づき、手帳交付業務を行う。 ・特定個人情報ファイルは、次の事務に使用している。 （1）精神障害者保健福祉手帳の交付の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 （2）知事の認定の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 （3）精神障害者保健福祉手帳の返還に関する事務 （4）精神障害者保健福祉手帳交付台帳の整備に関する事務 （5）氏名を変更したとき、若しくは居住地を移したときの届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務 （6）障害等級の変更の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務
③システムの名称	障害者手帳システム・統合宛名システム・中間サーバ
2. 特定個人情報ファイル名	
精神障害者保健福祉手帳交付台帳ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	○番号法第9条第1項 別表22の項 ○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令第14条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] ＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	○番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 ・情報照会の根拠 41の項 ・情報提供の根拠 14の項、18の項、20の項、37の項、42の項、48の項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	健康医療福祉部障害福祉課
②所属長の役職名	課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	総合企画部県民活動生活課県民情報室 所在地 〒520-8577 滋賀県大津市京町四丁目1番1号 電話番号 077-528-3121 健康医療福祉部障害福祉課 所在地 〒520-8577 滋賀県大津市京町四丁目1番1号 滋賀県庁舎新館2階
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	〒520-8577 滋賀県大津市京町四丁目1番1号 滋賀県庁舎新館2階 健康医療福祉部障害福祉課（077-528-3543）
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
		いつ時点の計数か 令和8年1月31日 時点
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
		いつ時点の計数か 令和8年1月31日 時点
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)[O]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

8. 人手を介在させる作業		[] 人手を介在させる作業はない	
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
判断の根拠	マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、マイナンバー登録や副本登録の際には、本人からのマイナンバー取得の徹底や、住基ネット照会を行う際には4情報又は住所を含む3情報による照会を行うことを厳守している。また、下記の局面で特定個人情報の取扱いに関して手作業が介在するが、いずれの局面においても複数人での確認を行うようにしており、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。 ・申請書に記載された個人番号及び個人情報のデータベースへの入力 ・特定個人情報の記載がある申請書等の保管		
9. 監査			
実施の有無	[O] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査		
10. 従業者に対する教育・啓発			
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない	
11. 最も優先度が高いと考えられる対策		[] 全項目評価又は重点項目評価を実施する	
最も優先度が高いと考えられる対策	[8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策] <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発		
当該対策は十分か【再掲】	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
判断の根拠	マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、マイナンバー登録や副本登録の際には、本人からのマイナンバー取得の徹底や、住基ネット照会を行う際には4情報又は住所を含む3情報による照会を行うことを厳守している。また、下記の局面で特定個人情報の取扱いに関して手作業が介在するが、いずれの局面においても複数人での確認を行うようにしており、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。 ・申請書に記載された個人番号及び個人情報のデータベースへの入力 ・特定個人情報の記載がある申請書等の保管		

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年4月1日	5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長	市川 忠稔	丸山 英明	事後	
平成31年4月10日	5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	丸山 英明	課長	事後	様式の変更による。
平成31年4月10日	7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	滋賀県庁健康医療福祉部障害福祉課	総合企画部県民活動生活課県民情報室 所在地 〒520-8577 滋賀県大津市京町四丁目1番1号 電話番号 077-528-3121 健康医療福祉部障害福祉課 所在地 〒520-8577 滋賀県大津市京町四丁目1番1号 滋賀県庁舎新館2階 電話番号 077-528-3543	事後	組織名の変更
平成31年4月10日	Ⅳ リスク対策 1.提出する個人情報保護評価書の種類	—	基礎項目評価書	事後	様式の変更による。
平成31年4月10日	Ⅳ リスク対策 2.特定個人情報の入手(情報提供ネットワークを通じて入手を除く。)目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	—	十分である	事後	様式の変更による。
平成31年4月10日	Ⅳ リスク対策 3.特定個人情報の使用 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	—	十分である	事後	様式の変更による。
平成31年4月10日	Ⅳ リスク対策 3.特定個人情報の使用 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	—	十分である	事後	様式の変更による。
平成31年4月10日	Ⅳ リスク対策 4.特定個人情報ファイルの取扱いの委託	—	十分である	事後	様式の変更による。
平成31年4月10日	Ⅳ リスク対策 5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じて提供を除く。)	—	提供・移転しない	事後	様式の変更による。
平成31年4月10日	Ⅳ リスク対策 6.情報提供ネットワークシステムとの接続 目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	—	十分である	事後	様式の変更による。
平成31年4月10日	Ⅳ リスク対策 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	—	十分である	事後	様式の変更による。
平成31年4月10日	Ⅳ リスク対策 7.特定個人情報の保管・消去	—	十分である	事後	様式の変更による。
平成31年4月10日	Ⅳ リスク対策 8.監査	—	自己点検	事後	様式の変更による。
平成31年4月10日	Ⅳ リスク対策 9.従業者に対する教育・啓発	—	十分に行っている	事後	様式の変更による。
平成31年4月10日	Ⅱしきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計測か	平成27年5月1日時点	平成30年3月31日時点	事後	
平成31年4月10日	Ⅱしきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計測か	平成27年5月1日時点	平成30年3月31日時点	事後	
令和3年3月30日	Ⅱしきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計測か	平成30年3月31日時点	令和3年1月31日時点	事後	
令和3年3月30日	Ⅱしきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計測か	平成30年3月31日時点	令和3年1月31日時点	事後	
令和3年3月30日	②事務の概要	・身体障害者福祉法等の規定に基づき、進達事務、手帳情報の照会業務、手帳交付業務を行う。 ・精神保健福祉法(以下、「法」)等の規定に基づき、手帳交付業務を行う。 ・特定個人情報ファイルは、次の事務に使用している。 (1)精神障害者保健福祉手帳の交付の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 (2)知事の認定の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 (3)精神障害者保健福祉手帳の返還に関する事務 (4)精神障害者保健福祉手帳交付台帳の整備に関する事務 (5)氏名を変更したとき、若しくは居住地を移したときの届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務 (6)障害等級の変更の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務	・精神保健福祉法(以下、「法」)等の規定に基づき、手帳交付業務を行う。 ・特定個人情報ファイルは、次の事務に使用している。 (1)精神障害者保健福祉手帳の交付の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 (2)知事の認定の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 (3)精神障害者保健福祉手帳の返還に関する事務 (4)精神障害者保健福祉手帳交付台帳の整備に関する事務 (5)氏名を変更したとき、若しくは居住地を移したときの届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務 (6)障害等級の変更の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務	事後	
令和3年3月30日	3個人番号の利用 法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一 11の項 番号法第9条第1項 別表第一 14の項 番号表別表第一で定める命令第14条6号から第12号まで	○番号法第9条第1項 別表第一 14の項 ○番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第14条第2号から第8号まで	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年3月30日	4情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二 ・情報照会の根拠 25の項 ・情報提供の根拠 16の項、27の項、28の項、31の項、54の項、55の項、56の2の項、57の項、79の項、106の項、116の項 ○番号法別表第二で定める事務及び情報を定める命令 ・事務 第18条第1号から第3号 ・情報 第12条第1号二、同条第3号二、同条第4号、第20条第2号口、同条第6号、第21条第1号口、同条第2号口、同条第3号、第22条第1号口、同条第2号から第10号まで、第28条第1号口、同条第2号から第10号まで、第29条第2号、第30条第4号、第31条第4号口、第42条第2号、第53条第1号口、同条第2号口、同条第3号口	番号法第19条第7号 別表第二 ・情報照会の根拠 25の項 ・情報提供の根拠 10の項、14の項、16の項、27の項、28の項、31の項、54の項、55の項、56の2の項、57の項、79の項、85の2の項、106の項、108の項、116の項 ○番号法別表第二で定める事務及び情報を定める命令 ・事務 第18条 ・情報 第9条第1号ハ、同条第4号ハ、第11条第1号ハ、第12条第1号チ、同条第2号ト、同条第4号チ、同条第6号ト、同条第8号チ、第14条第2号口、第20条第2号口、同条第7号、第21条第1号口、同条第2号口、同条第3号、第22条第1号口、同条第2号から第11号まで、第28条第1号口、同条第2号から第10号まで、第29条第2号、第30条第5号、第31条第4号口、第42条第2号、第43条の4第1号口、同条第2号、第53条第1号二、同条第2号ハ、同条第3号口、第55条第1号チ、同条第5号口、同条第6号ホ、同条第11号二、第59条の2第1号チ、同条第2号から第5号	事後	
令和3年9月9日	4情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	○番号法第19条第7号 別表第二 ・情報照会の根拠 25の項 ・情報提供の根拠 10の項、14の項、16の項、27の項、28の項、31の項、54の項、55の項、56の2の項、57の項、79の項、85の2の項、106の項、108の項、116の項 ○番号法別表第二で定める事務及び情報を定める命令 ・事務 第18条 ・情報 第9条第1号ハ、同条第4号ハ、第11条第1号ハ、第12条第1号チ、同条第2号ト、同条第4号チ、同条第6号ト、同条第8号チ、第14条第2号口、第20条第2号口、同条第7号、第21条第1号口、同条第2号口、同条第3号、第22条第1号口、同条第2号から第11号まで、第28条第1号口、同条第2号から第10号まで、第29条第2号、第30条第5号、第31条第4号口、第42条第2号、第43条の4第1号口、同条第2号、第53条第1号二、同条第2号ハ、同条第3号口、第55条第1号チ、同条第5号口、同条第6号ホ、同条第11号二、第59条の2第1号チ、同条第2号から第5号	○番号法第19条第8号 別表第二 ・情報照会の根拠 25の項 ・情報提供の根拠 10の項、14の項、16の項、27の項、28の項、31の項、54の項、55の項、56の2の項、57の項、79の項、85の2の項、106の項、108の項、116の項 ○番号法別表第二で定める事務及び情報を定める命令 ・事務 第18条 ・情報 第9条第1号ハ、同条第4号ハ、第11条第1号ハ、第12条第1号チ、同条第2号ト、同条第4号チ、同条第6号ト、同条第8号チ、第14条第2号口、第20条第2号口、同条第7号、第21条第1号口、同条第2号口、同条第3号、第22条第1号口、同条第2号から第11号まで、第28条第1号口、同条第2号から第10号まで、第29条第2号、第30条第5号、第31条第4号口、第42条第2号、第43条の4第1号口、同条第2号、第53条第1号二、同条第2号ハ、同条第3号口、第55条第1号チ、同条第5号口、同条第6号ホ、同条第11号二、第59条の2第1号チ、同条第2号から第5号	事後	法律の改正による
令和8年2月2日	しきい値判断項目	令和3年1月31日時点	令和8年1月31日時点	事後	